

◆自己負担限度額（月額）

平成30年7月まで

所得区分 (P13参照)	外来 (個人ごとに計算)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ [(実際にかった医療費 -267,000円×1%] (44,400円) ^{※1}
一般	14,000円 ^{※2}	57,600円 (44,400円) ^{※1}
区分(低所得)Ⅱ	8,000円 ^{※2}	24,600円
区分(低所得)Ⅰ	8,000円 ^{※2}	15,000円

①

平成30年8月改正

所得区分 (P13参照)	外来 (個人ごとに計算)	外来+入院 (世帯単位)
区分(現役並み)Ⅱ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ [(実際にかった医療費-842,000円×1%] (140,100円) ^{※3}	
区分(現役並み)Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+ [(実際にかった医療費-558,000円×1%] (93,000円) ^{※3}	
区分(現役並み)Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+ [(実際にかった医療費-267,000円×1%] (44,400円) ^{※3}	
一般	18,000円 ^{※2}	57,600円 (44,400円) ^{※1}
区分(低所得)Ⅱ	8,000円 ^{※2}	24,600円
区分(低所得)Ⅰ	8,000円 ^{※2}	15,000円

②

③

④

※1 同一世帯で12か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。
 ※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。
 ※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。
 ◎月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度の両方の限度額が、それぞれ半額になります。

※後期高齢者医療制度のごあんない(平成30年度版)15ページの自己負担限度額の計算方法で()が抜けており、計算式が誤っています。

正しい計算方法は、以下のとおりとなります。

① $80,100円 + [(実際にかった医療費 - 267,000円) \times 1\%]$

② $252,600円 + [(実際にかった医療費 - 842,000円) \times 1\%]$

③ $167,400円 + [(実際にかった医療費 - 558,000円) \times 1\%]$

④ $80,100円 + [(実際にかった医療費 - 267,000円) \times 1\%]$

計算する際はお間違いの無いよう、ご注意ください。